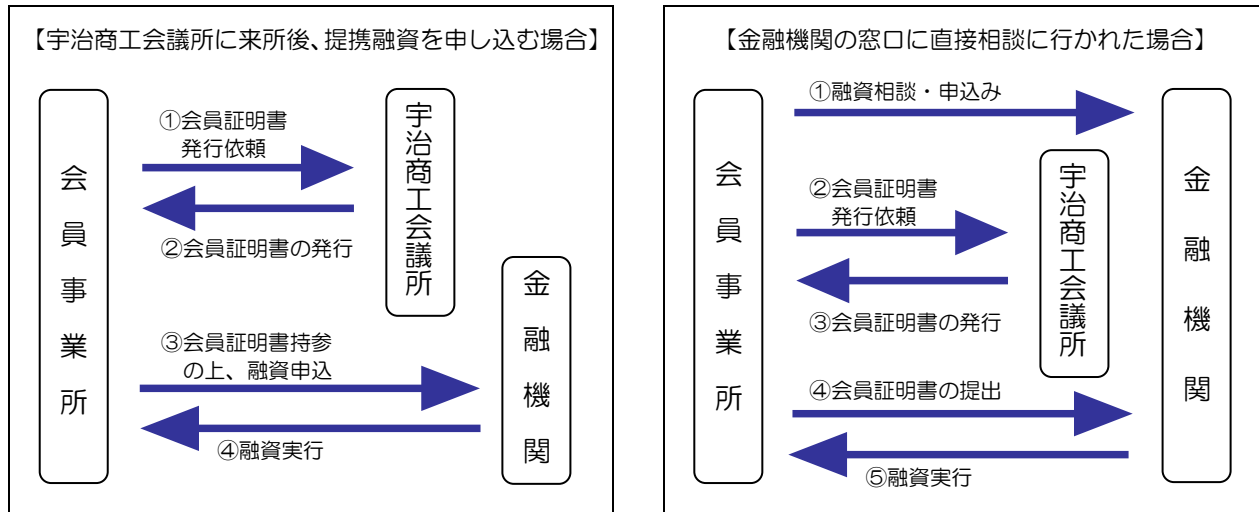


お申し込み方法



ご相談はお気軽に！

宇治商工会議所 〒611-0021 宇治市宇治琵琶 45-13 0774-23-3101

【提携金融機関一覧】

商工組合中央金庫

◆京都支店

〒604-0953 京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町 159
 -1 四条烏丸センタービル 075-361-1120

京都銀行

◆宇治支店

〒611-0021 宇治市宇治妙楽 160-1 0774-21-3161

◆六地藏支店

〒611-0001 宇治市六地藏奈良町 39-22 0774-32-2525

◆木幡支店

〒611-0002 宇治市木幡内畑 3-1 0774-32-7111

◆三室戸支店

〒611-0013 宇治市菟道谷下り 42 0774-24-2111

◆小倉支店

〒611-0042 宇治市小倉町神楽田 6-3 0774-22-6565

◆伊勢田支店

〒611-0027 宇治市羽拍子町 84-14 0774-44-4111

◆大久保支店

〒611-0031 宇治市広野町茶屋裏 12-5 0774-43-2211

京都中央信用金庫

◆宇治支店

〒611-0021 宇治市宇治宇文字 2-18 0774-22-2156

◆六地藏支店

〒611-0001 宇治市六地藏町並 41-2 0774-32-2222

◆木幡支店

〒611-0002 宇治市木幡大瀬戸 46-6 0774-33-3741

◆黄檗支店

〒611-0011 宇治市五ヶ庄芝東 48-8 0774-32-0123

◆三室戸支店

〒611-0013 宇治市菟道谷下り 50-1 0774-23-6403

◆西小倉支店

〒611-0042 宇治市小倉町南浦 43-9 0774-20-1301

◆小倉支店

〒611-0042 宇治市小倉町神楽田 7-3 0774-23-1800

◆大久保支店

〒611-0031 宇治市広野町西裏 53-16 0774-44-2525

◆神明支店

〒611-0025 宇治市神明宮東 17-2 0774-24-2433

京都信用金庫

◆宇治支店

〒611-0021 宇治市宇治壱番 10-6 0774-23-4700

◆西宇治支店

〒611-0042 宇治市小倉町久保 106 0774-20-3500

南都銀行

◆宇治大久保支店

〒611-0031 宇治市広野町西裏 39-3 0774-45-1301

◆ビジネスセンター

0120-71-2440

三菱東京UFJ銀行

◆ビジネスローン部

0120-250-587

宇治商工会議所会員企業のための

メンバーズ融資のご案内



【ご利用いただける方】

- ① 宇治商工会議所の会員であること
※特定商工業者であっても、宇治商工会議所非会員の事業者は、本メンバーズ融資をご利用できません。ご注意ください。
- ② 会費を完納していること
- ③ 会員歴が1年以上あること
※金融機関によって、会員歴・業歴など条件が異なる場合があります。詳しくは各金融機関の申込資格をご確認ください。

【優遇される内容】

- ① 金利の優遇措置
- ② 事務手数料等の優遇措置
- ③ 審査のスピード面の迅速性

【注意事項】

- ① 会員証明書は、本融資制度のご利用を希望される方が、宇治商工会議所の会員であることを確認するために発行し、金融機関にお知らせするものであり、その他の目的では利用いたしません。
- ② お申込み時に別途必要になる書類があります。詳細は借入を希望される金融機関にお問い合わせ下さい。
- ③ 金融機関の審査の結果、ご利用いただけない場合もございますので、予めご了承下さい。

宇治商工会議所

【宇治商工会議所メンバーズ融資 提携金融機関一覧表】

金融機関名	申込資格	資金使途	融資限度額	融資利率	融資期間・返済方法	担保・保証人	事務取扱手数料	その他	申込先
商工組合中央金庫	次の①～⑥に該当する法人企業 ① 商工組合中央金庫に出資いただいている中小企業団体（組合）に加入されていること ② 宇治商工会議所会員歴が3年以上 ③ 業歴が3年以上 ④ 商工組合中央金庫から本ローン以外の借入がないこと ⑤ 税金の未納がないこと ⑥ 取引金融機関からの借入につき、延滞または返済緩和などの条件変更がないこと	運転資金	3,000万円以内 但し、直近決算時点での平均月商額の1ヶ月分以内が限度	借入期間1年未満：短プラ+α（変動金利） 借入期間1年以上：長プラ+α（固定金利または変動金利） 会員については上記利率より0.1%優遇。 さらに日本税理士連合会所定の中小会社会計基準チェックリストの添付があれば、0.3%優遇。但し最低利率を下限とします	3年以内 据置期間は原則なし	担保：不要 保証人：法人の代表者	不要	【必要書類】 ① 借入申込書（所定の様式） ② 企業概要説明書（所定の様式） ③ 決算書3期分（税務申告書等） ④ 直近3ヶ月以内の月次試算表 決算が2期以上の連続経営赤字、債務超過などの方については、ご希望にお応えできない場合があります	京都支店 075-361-1120
京都銀行	次の①・②に該当する法人企業 ① 同一事業実績が2年以上あること（決算書2期分を提出可能なこと） ② 当行との取扱窓口で取扱可能なエリアに所在すること	事業資金（運転・設備）	500万円以上 5,000万円以内 但し、直近決算時点での平均月商額の2ヶ月分以内が限度	年1.875%～ （変動金利）	5年以内 元金均等返済	担保：不要 保証人：法人の代表者	31,500円 [消費税込]	【必要書類】 決算書等、当行が依頼する書類	宇治市内の各支店
	次の①・②に該当する個人事業主 ① 同一事業実績が3年以上あること ② 当行と融資または預金取引のあること	事業資金（運転・設備）	100万円以上 1,000万円以内	年2.375%～ （変動金利） ・オリックス㈱所定の保証料をご融資実行時にお支払いいただきます	5年以内 元金均等返済	担保：不要 保証人：不要 但し、オリックス㈱の保証が必要です	10,500円 [消費税込]	【必要書類】 確定申告書等、当行が依頼する書類	
京都中央信用金庫	次の①・②に該当する法人企業・個人事業主 ① 当金庫の営業区域内で事業所または営業所を有すること ② 業歴1年以上の当金庫会員であること	運転資金 設備資金	2億円以内	当金庫所定の金利 会員の方は、所定金利より0.5%優遇	20年以内 （据置1年以内） 元利均等返済または元金均等返済	担保：不動産・有価証券 保証人：不要 但し、法人企業のみ代表者の保証が必要です	不要	【必要書類】 決算書・確定申告書等、当金庫が依頼する書類	宇治市内の各支店
京都信用金庫	次の①～③に該当する法人企業・個人事業主 ① 当金庫の営業区域内で事業所または営業所を有すること ② 当金庫と融資取引がないこと ③ 京都信用保証協会の保証が受けられること	運転資金 設備資金	8,000万円以内	当金庫所定の金利 会員の方は、所定金利より0.1%優遇 ・京都信用保証協会所定の保証料をご融資実行時にお支払いいただきます	運転資金 7年以内 設備資金 15年以内 貸出形態は、証書貸付または手形貸付です 但し手形貸付の融資期間は1年以内です	担保：原則不要 但し、必要に応じ担保提供いただく場合があります 保証人：不要 但し、京都信用保証協会の保証が必要です	不要	【必要書類】 ・法人の場合 決算報告書直近2期分（税務署受付印のある控え原本）、商業登記簿謄本 ・個人の場合 確定申告書直近2期分（税務署受付印のある控え原本） 必要に応じてその他の書類の提出をお願いすることがあります	宇治市内の各支店
南都銀行	次の①～④に該当する法人企業・個人事業主（青色申告者に限る） ① 当行営業エリア内に事業所を有し、業歴が3年以上あること ② 個人事業主で青色複式簿記（貸借対照表添付）による申告者でない場合は、当行との借入取引のある方に限る ③ 金融業、貸金業およびこれに類似する業種、農業、公序良俗に反する業種でないこと ④ 当行の審査基準を満たし、かつオリックス㈱の保証を受けられること	運転資金 設備資金 但し、既存借入金の借換資金は除く	100万円以上 3,000万円以内 ※当行と借入取引のない方、及び個人事業主で青色複式簿記（貸借対照表添付）による申告者でない方は1,000万円以内が限度 但し、直近決算時点での平均月商額の3ヶ月分以内が限度	年1.575%～ （変動金利） ・オリックス㈱所定の保証料をご融資実行時にお支払いいただきます	1ヶ月以上5年以内 元金均等返済または期日一括返済 但し、期日一括返済は融資期間6ヶ月以内の場合に限ります	担保：不要 保証人：不要 但し、オリックス㈱の保証が必要です。また法人企業のみ代表者の保証も必要です	1,000万円以内の場合は融資金額の0.105%（税込） 1,000万円を超える場合は融資金額の0.21%（税込） [通常は融資金額の0.315%です]	・仮審査申込書にてFAXにてお申込みできます。 原則お申込日から最短3営業日で審査結果をご通知します 【必要書類】 ・決算書3期分（個人事業主の方は確定申告書および貸借対照表3年分） ・商業登記簿謄本 ・お申込人（および法人代表者）の印鑑証明書2通 ・その他、当行が必要とする書類	ビジネスセンター 0120-71-2440 宇治大久保支店 0774-45-1301
三菱東京UFJ銀行	次の①～④に該当する法人企業 ① 業歴が2年以上あり、確定決算2期分提出可能であること ② 最新決算期において債務超過（貸借対照表の資本合計がマイナス）でないこと ③ 当行所定の窓口にご来店が可能であること ④ 税金の未納がないこと	事業資金（運転・設備）	500万円以上 5,000万円以内 ※100万円単位の申込みとなります	当行所定の金利 会員の方は、所定金利より0.25%優遇 ・審査結果に応じ当行所定の金利を設定 ・当行所定の基準金利に連動して変動	1ヶ月以上5年以内 元金均等返済	担保：原則無担保 原則として新たに担保提供していただく必要はありません 保証人：第三者保証不要 代表取締役（共同代表の場合は全員）の連帯保証が必要です	無料 [通常は10,500円（税込）です]	【必要書類】 ・決算書（直近2期分の原本（写）損益計算書、貸借対照表、利益処分計算書、勘定科目内訳明細書） ・法人税確定申告書（直近2期分の原本/税務署受付印のあるもの） ・商業登記簿謄本（発行後3ヶ月以内の履歴事項全部証明書を1通） ・納税証明書（その1<税目：法人税・消費税及び地方消費税>、その3の3<税目：特定不要>を各1通） ・借入申込書（ご相談時にお渡しする「融活力お申込書（Ⅰ）」、「融活力お申込書（Ⅱ）」をご利用下さい） ・個人情報の取扱いに関する同意書（本人直筆のもの）	ビジネスローン部 0120-250-587

●お問い合わせは、宇治商工会議所中小企業相談所 [TEL 0774-23-3101] までお願いします。